

# 第11回八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会

(会議録要約)

平成26年8月11日(月) 午後2時～午後3時30分

八尾市役所本館6階 605会議室

出席者 委員9名、事務局

## I 開会

## II 委嘱状交付式(略)

## III 案件

### 1 会長及び副会長の選任について(略)

### 2 平成25年度事業報告について

【会長】それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。「平成25年度事業報告」について事務局から説明願います。

【事務局】平成25年度事業報告について、ご説明させていただきます。まず、(1)路上喫煙等実態調査の結果について、説明いたします。資料2の(1)と、お手元の冊子資料4「八尾市路上喫煙対策事業報告書」をご覧ください。

#### (1) 路上喫煙等実態調査の実施について

【事務局】実施期間は平成25年10月から平成26年3月とし、調査の内容としましては、ポイ捨て吸い殻数カウント調査と、路上喫煙者数カウント調査を実施しました。この結果を経年比較することにより、路上喫煙の実態を把握する目的で実施しております。また、平成25年度は新たな取組として、JR久宝寺駅、地下鉄八尾南駅の2つの駅に仮設喫煙場所を設置し、設置前後における喫煙状況の変化を検証する調査を、追加実施いたしました。

まず、ポイ捨て吸い殻数カウント調査の結果についてご説明いたします。本調査は、市内で乗降客数の多い駅前エリアを調査エリアとし、路上にポイ捨てされている吸い殻の本数を調査したものです。

37ページをご覧ください。3年間の主要6駅の調査結果をまとめた表を掲載しています。6駅の平均本数は、平成23年度は1,063本、平成24年度は898本、平成25年度は894本となっており、減少傾向にあります。なお、路上喫煙禁止区域については、36ページに掲載しておりますが、23年度が213本、24年度が252本、25年度が223本という結果です。

条例を施行する前の平成21年度に実施したポイ捨て吸い殻数の調査における平均本数は1,886本でした。条例施行後の種々の取組により大幅に減少していることは確認できますが、平成24年から平成25年にかけての減少幅は小さくなっております。

毎年、日頃の吸い殻の散乱状況を計測する目的で実施していることから、調査時点までにポイ捨てされている吸い殻をすべて拾うという方法をとっております。これまでと同様、地下鉄八尾南駅の吸い殻本数が突出して多くなっていますが、これは、日頃の美化活動が実施されていないエリアが存在

することが原因と考えられます。

38ページの下グラフは、午後のポイ捨て吸い殻数を示したものです。12時から13時の午前の調査時間に吸い殻を拾った後、16時から17時の午後の調査時間に拾うまでに捨てられたものですが、これを見ると駅毎の吸い殻数に大きな差は見られません。

次に、路上喫煙率と歩行喫煙率について、説明させていただきます。75ページをご覧ください。まず路上喫煙率ですが、平成23年度は2.3%、平成24年度は1.6%、平成25年度は1.9%と、平成24年度から平成25年度にかけては微増傾向です。歩行喫煙率についても、平成23年度は61.9%、平成24年度は55.3%、平成25年度は69.9%と、増加傾向にあります。

条例を施行する前の平成21年度に実施した調査では、路上喫煙率が2.7%、歩行喫煙率が82.3%でした。これらの数値と比較すると、かなり改善が見られており、条例の効果は現れていると考えられますが、ここ2年間で見ますと大きくは改善が見られないという結果となっております。

最後に灰皿利用状況について、ご報告します。79ページをご覧ください。以前の協議会でご説明させていただいたものですが、灰皿の設置が歩行喫煙やポイ捨てを抑制するのではないか、という仮説を検証するため、社会実験的に灰皿を仮設置し、歩行喫煙やポイ捨てへの影響を調査するため行ったものでございます。

灰皿を設置したのは、JR久宝寺駅南側ロータリーと、地下鉄八尾南駅ロータリーの2か所です。いずれも動線からはずれた場所に灰皿を設置いたしました。

87ページをご覧ください。いずれの駅についても、灰皿設置中の周辺のポイ捨て吸い殻数は、設置前と比べて減少いたしました。JR久宝寺駅では約4割まで、地下鉄八尾南駅では約3割まで減少しました。また、条例で禁止としている歩行喫煙率については、設置前と比べ、JR久宝寺駅で50.0%から46.3%と3.7ポイントの減少、地下鉄八尾南駅では48.1%から39.4%と8.7ポイントの減少となりました。

また、設置期間中に灰皿の中に捨てられていた、1日あたりの吸い殻本数は、JR久宝寺駅で653本、地下鉄八尾南駅で487本が確認されました。喫煙者のうち灰皿を使用した人の割合を示す灰皿使用率は、JR久宝寺駅は96.0%、地下鉄八尾南駅で94.1%と高くなっており、喫煙者のほとんどが喫煙場所を使用したことが確認できました。ただし、喫煙場所で立ち止まって喫煙した人の割合を示す灰皿正使用率が地下鉄八尾南駅では88.3%となった一方で、JR久宝寺駅については64.0%となるなど、正しく灰皿を使っていたかということについては駅や時間帯により差が見られております。これらの具体的な数値につきましては、JR久宝寺駅については79ページから82ページを、地下鉄八尾南駅については83ページから86ページにそれぞれ掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上の結果から、灰皿を設置することで、歩行喫煙やポイ捨てが減少しており、路上喫煙マナーの向上に寄与するのではないかと考えられましたが、一方で、喫煙場所からはみ出した場所での喫煙が行われるなど、問題点も見受けられました。路上喫煙場所の設置については、この後の案件3 平成26年度事業計画の中で方針を説明させていただきます。

以上で、路上喫煙等実態調査の結果についての説明を終わります。

## (2) 八尾市路上喫煙啓発指導員の啓発・指導状況について

【事務局】 続いて、(2) 八尾市路上喫煙啓発指導員の指導状況について説明いたします。お手元にお配りいたしております、資料2(2)と、資料5-1 平成25年度 八尾市路上喫煙啓発指導員による啓

発・指導状況をご覧ください。

この一覧表は、平成25年4月から平成26年3月までの間で月ごとに、喫煙者のタイプを歩行者、自転車、単車、自動車に区別したもので、時間帯につきましては、平日の午前9時から12時までと午後1時から3時まででございます。

なお、この一覧表の数値は、啓発指導員が啓発活動を行いながら集計したものですので、路上喫煙等実態調査の結果と異なる可能性があることをご含みくださいますようお願いいたします。

喫煙者数は、年間トータルで、歩行者が1,870名、自転車が1,041名、単車が199名でございます。

次に自動車の窓を開けての喫煙ですが、禁止区域以外が3,188名、禁止区域が538名、合わせて3,726名となり、喫煙者の合計は6,836名でございます。なお、条例上、自動車の窓を開けての喫煙が禁止行為とされるのは、禁止区域内においてのみですので、ご留意の程お願いいたします。

一方、条例違反者に対して啓発指導員が実際に指導等を行った件数につきましては、歩行者が1,727名、自転車が882名、単車が51名となっており、禁止区域内で自動車の窓を開けて喫煙した者に対する指導数は38名でございます。

指導率は、それぞれ歩行者が92.35%、自転車が84.73%、単車が25.63%、自動車が7.06%となっており、全体としては39.47%でございます。

単車及び自動車の喫煙者に対する指導率が低いため、これらに対する効果的な啓発方法を早急に講じる必要があると認識しておりますが、走行中の単車・自動車を止めて指導することは非常に困難であるとともに危険を伴うため、現状では信号待ちの機会を捉えて指導を行うしかできない状況であります。

その他、実施場所別の集計表をお配りしておりますので、ご覧ください。資料5-2のほうが場所別の集計、資料5-3は早出時間帯の場所別の集計となっております。

平成25年12月からは、通勤時間帯を狙い、通常は午前8時45分から勤務のところを、週2回のみですが午前7時15分からの勤務形態を試験的に取り入れました。早朝時間帯の啓発・指導に効果が見られましたので、平成26年度からは早い時間帯での啓発・指導に切り替えております。詳しくは、平成26年度事業計画にてご説明いたします。

### (3) 八尾市路上喫煙マナー向上推進員の活動状況について

【事務局】続いて、(3) 八尾市路上喫煙マナー向上推進員の活動状況について説明させていただきます。資料2(3)と、資料3 平成25年度路上喫煙対策事業実施内容をご覧ください。

推進員につきましては、平成23年度、平成24年度の2回、期間を区切って募集を行ったところですが、平成25年12月より随時募集に変更いたしました。現在、15小学校区・27名の方に委嘱をしております。

資料3をご覧ください。推進員は、基本的にはそれぞれの地域において、その地域の実情に応じた活動をお願いしており、推進員の皆さんが資料3に記載しておりますとおり、精力的に活動していただいております。

また、平成25年2月に設立した、推進員を構成員とする八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会では、推進員相互の情報交換を行う機会として、概ね2か月に1回程度会議の場を設けるとともに、相互協力により啓発活動を展開しております。

連絡会としての活動としましては、平成25年度は、平成24年度に引き続き10月に開催された「いき

いき八尾環境フェスティバル」に参加したほか、本年3月に開催されました「ハッピーアースデイ大阪2014」の会場での啓発活動を新たに実施しました。今あげた連絡会主催の活動には、参加できる推進員の皆さんに来ていただいておりますが、駅前での啓発活動については、小学校区別に担当駅を振り分けることにより、推進員の交通面の負担の軽減に努めました。なお、担当駅以外の駅にも参加していただける方には、ご参加いただいております。

#### （４）八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの拡充について

【事務局】続きまして、(4) 八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの拡充について説明をさせていただきます。資料2(4)と資料8の9ページをご覧ください。

サポーター制度については、平成23年度に業者委託により路上喫煙対策事業の一環として実施していたものを、平成24年度に制度化し、取組を開始しているものです。

サポーター制度の目的としましては、条例の趣旨である「ポイ捨ての防止」、「火傷等の被害の防止」、「煙の不快の防止」が達成されることを応援しようと感じていただける方であれば、個人でも団体でもご登録いただける制度として運用することにより、広くマナー啓発の輪を広げること、また推進員が地域で実施する活動に対する協力者を確保すること、さらにはマナー啓発に熱心に取り組んでいただける人材の掘り起こしを行うことを目的としております。

サポーターへの登録は、市ホームページ又は配布しておりますチラシに必要事項をご記入いただき、本市へご提出いただくというものでございます。

サポーターの役割としましては2つ想定しております、まず1つ目はポスターをご掲示いただくこととし、こちらは必須事項としております。また2つ目は、市や推進員が実施する啓発活動に可能な範囲でご参加いただくというものでございます。このことによりまして、市や推進員が行う啓発活動への協力者の拡充を図ろうとするものです。ポスターの掲示という手軽に取り組めるメニューを加えることで、市民、事業者の方が参加しやすくなり、マナー啓発の輪を広げることができるものと考えております。

現在の登録数は、55団体、93個人となっております、氏名の公表にご同意いただけた方については、市のホームページでお名前を公表させていただいております。市内の商店街、小売市場、幼稚園・保育園等にご登録をいただいております。平成25年度は、団体サポーターを通じて新たな啓発活動を実施できないかと考え、団体サポーターである幼稚園・保育園等で啓発活動を実施する機会があるかの調査を行いました、ほとんどの施設では機会なしという回答となってしまいました。

サポーターの必須の役割であるポスター掲示のみではなく、推進員が各自で実施する啓発活動に協力してくださるサポーター拡充のため、市からの要請だけではなく、併せて推進員連絡会としても各方面への働きかけを行いました。

#### （５）八尾市路上喫煙マナー向上推進エリア（路上喫煙対策重点地域）を位置づけした活動実施について

【事務局】続きまして、(5)八尾市路上喫煙マナー向上推進エリア（路上喫煙対策重点地域）を位置づけた活動実施について説明をさせていただきます。資料2(5)をご覧ください。

小学校区を基本として設立された校区まちづくり協議会の中から、路上喫煙対策に積極的に取り組む意思を有するものを選定するため、まちづくり協議会の全体会議に出席し、活動の開始を呼びかけ

ました。

路上喫煙マナー向上推進エリアというのは、平成25年度まで路上喫煙対策重点地域と呼ばれていたもので、路上喫煙マナーの向上を図るための活動に対し、重点的に取り組もうとする地域を支援することにより、当該地域の喫煙マナー向上を推進する制度です。路上喫煙マナー向上推進エリアとして一定期間の啓発活動等を実施した上で地域内での議論を踏まえ、路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に申出を行うことができることになっております。詳しくは平成26年度事業報告にてご説明させていただきます。

## (6) その他

【事務局】最後に、資料2裏面の(6)をご覧ください。その他としましては、市民スポーツ祭などの地域のイベント開催時に啓發文書のアナウンス等を依頼したり、近鉄八尾駅での条例告知の構内アナウンスや啓発ポスターの掲示をはじめ、市内事業者へ啓発活動への協力をお願いするなどいたしました。

以上で、平成25年度事業報告についての説明を終わらせていただきます。

【会長】26年度につながる話はまた後ほどでてくると思いますが、25年度の状況につきまして、何かございませんでしょうか。

【委員】サポーター登録されている事業所ですが、それがあまり効果がないような感じで、ポスターを貼る程度で動きが見えていない。このあたりが一番問題なのかな、と。これを今後どう動かしてどう展開していくのかなあと思います。

灰皿を置かれているというのはよくわかるのですが、やはり喫煙場所がないという声が非常に多いというのが現状じゃないかなと思うんですね。実は私、生駒のほうに環境事業所との協働事業があつてサロンを持っているのですが、喫煙場所に人がいっぱいになっている。そのへんの事業者の方もそこにたばこを吸いに来られるし。市役所の中でもそうだと思うんですけど、喫煙場所を作つてあげるというのが一番効果が出るのではないかなあと。

吸い殻ポイ捨ては減っているようであつて、一時減つて、その後そんなに減つてない。地域の住民の植木の中に捨てられているのが、サポーターや指導員に見えていない。そのへんは家庭の奥さんがよくご存知だと思うんですけど、消防法の観点からも非常に危険な状態が生まれていることを知ってもらいたいなと思います。

【会長】ありがとうございました。サポーターはなかなか難しく、ここで最初出したときは、まずポスターぐらいを貼ってくれるところの名前をあげるところから始めようかなという感じで。あれやれこれやれ言つて、サポーターやめますとなつたら困りますので。匙加減が難しいところです。

【事務局】先ほど先生におっしゃっていただきましたが、サポーターについては無理のないかたちでということをやっています。委員のほうから、校区まちづくり協議会の話もありましたが、立ち上がったところですので、そこに対してどこまで働きかけていけるかなというのを思いながらやっているとところもあります。26年度新たな動きもする予定ですので、後ほどご説明します。喫煙場所も後で詳しく説明させてもらうんですけど、確かに喫煙場所を設置することでポイ捨てはかなり減つて、効果はあるのかなと思つているのですが、周りで吸われる方が増えているとか、そのあたりの課題も見えてきたところかなと思つています。

【委員】非常に難しいと思うんですけど、やっぱり、サポーターの事業所がどんどん灰皿を設置してく

れたらありがたいんですけどね。

【副会長】質問ですが、資料4の87ページ、先ほどご説明のあった灰皿利用状況調査のところですが、灰皿正使用率は、立ち止まって喫煙した人の割合を示すということでお示しいただいたのですが、正使用じゃない使用というのはどういったことなのでしょう。

【事務局】86ページの脚注でご説明させていただいているのですが、灰皿正使用率といいますのは、歩きたばこではなく、喫煙場所まで来ていただきまして、ここで立ち止まって吸っていただく方、これが本来望むところでございますので、これに正使用者という呼称を用いております。誤使用と申しますのは、歩きたばこをされまして、ポイ捨てはされないのですけれども、吸い殻だけを仮設の灰皿に捨てるという方で、条例違反をされている方という位置づけでございます。先ほど問題点として触れさせていただいたのですが、喫煙場所ですね、JR久宝寺の場合は3方向を仮設のフェンスで囲いまして、中にJTさんからお借りしました吸い殻入れを設置したんですけれども、せいぜい入って3〜4名程度が入る大きさです。時間帯によりましては、そこに10名以上の方が殺到されまして、設置したフェンスの外側で立ち止まって吸ってらっしゃるということで、本市の条例では歩きたばこをしなければ路上喫煙禁止区域以外では条例違反にならないのですが、仮設とはいえ喫煙場所を設置したことによりまして、多くの人を呼び込んでいるのではないかとというようなご意見が出てくるのではないかと、今回私どもが危惧したところでございます。今後そういった対策をどのようにした上で喫煙場所を設置していくかというのは、慎重に進めてまいりたいと考えています。

【副会長】そこまでくわえたばこをしてきて、そこで立ち止まって少し吸って、そこで処理をされたら誤使用でしょうか。

【事務局】誤使用です。そこまで来ていただいて火をつけるのが正使用です。歩きたばこは市域全域で禁止行為とされていまして、喫煙場所直前でも火をつけて移動されましたら、歩きたばこに当たります。私たちが望んでいるのは、歩きたばこの根絶というのが一番目かなと考えておりますので。

【副会長】よくわかりました。今おっしゃった場所の周りで吸うというのは、歩いていないからOKということですか。

【事務局】条例上は問題がございませんのですけれども、10人くらいの方が一固まりで吸われていますので、付近を通行される方が煙を吸われる可能性も当然ございます。たばこの煙がお嫌いな方からしますと、そこに喫煙場所がなければ人が集まらないのではないかとご指摘もあろうかと思っております。設置しましたのがいずれも禁止区域ではないところでして、禁止区域ですと啓発指導員を配置してはみ出て吸うと違反ですよと言えたのですが、現在の条例の規定ですと立ち止まってお吸いになっている方は禁止区域外では条例違反に当たりませんので。条例違反ではない人に対してやめてくださいと指導しにくいのかなと考えています。

【副会長】今のところ目的は、ポイ捨て、歩きたばこ、それらをやめましょうということなんですよ。喫煙場所の設置によって、目的はかなり達成されたという結果ですね。次の目的として副流煙といった話があるので、これはこれから随時考えていきましょう、と。

【事務局】あらかじめ実証実験で、私どもが何度か現場で目撃していますので、その対策をとらないで設置をすると新たなトラブルが発生する恐れがあります。設置に向け、考えられる範囲で予め想定し、問題点がクリアできた段階で本格設置というのが望ましいと考えています。

【委員】今のお話にあったように、植え込みなど見えないところに入れられるという実態があるということでしたが、前回の会議のときにもお話をしました、美化活動が実施されていないエリア、例えば

地下鉄八尾南周辺なんか雑草が生えっぱなしで空き地になっていてということでしたけれど、あれからどうなりましたでしょうか。平成26年度の事業計画であがってくるかとは思いますが。そういったエリアを今後どのように変えていく方向性があるのかなと。

【事務局】地下鉄八尾南の北側エリアといいますのは、現在、旧飛行場の滑走場空き地がそのまま残っておりますのと、元々公営住宅がありました但现在建替工事中で、人の流れが大幅に変わっておるかと思えます。地域の美化活動と申しますと、同じく私共が事務局を担っております八尾をきれいにする運動推進本部という40団体ほどが構成団体として加わる組織がございますが、そちらの中で、美化重点地域と申しまして福祉委員会さんがお掃除の陣頭指揮をとっていただいているものがございます。今年度から、美化重点地域のエリア拡大ということで、従前、美化重点地域を指定させていただいたところは固定して運用をしてまいりましたが、今年度からその意識を全地域に広げようということで指定の方法を見直しさせていただきました。市内を2つのグループに分けて、一年置きに美化重点地域への指定をさせていただくということで関係団体のご了解をいただき進めております。したがって今年度以降、美化重点地域の指定に向けまして私どものほうからも、積極的に働きかけをさせていただき、一層強力に推し進めていただけるように、働きかけをしてまいりたいと考えています。

【会長】地域の話ですが、空港の跡地は国交省の持ち物で、市域でいっても大阪市のものというところもあり、なかなか八尾市だけでは動けない、難しいところがあり、もう少し時間がかかるころかなと思えます。南側は事業所が多いので周辺に住民さんがおられない、ということも美化が進まない原因かなと思えます。

【委員】福祉委員会に力を入れてもらって美化活動を進めていくとありましたが、美化活動は悪いことではないんですけれども、それだけマナー啓発はしているのかな、と。自分たちがやればいいのかなという感覚で美化活動をしているのが非常に見られる。私も含めてですけれども、皆さんも一緒にやりましょうよ、というようにマナーを浸透していくための福祉委員会になってないような気がする。美化活動を誰かがすればいいという話ではないと思うんですね、みんながやりましょうよという啓発をしていかないと。でないと住民がその意識をもたなければ、一つの団体がいくら意識を高く持って考えてもね。3年間色々やってきたけど頭打ちがあって横ばいになってしまう、逆戻りするという現状だと思うので、今後そのへんを考えていけばいいのかな、と思えます。

【会長】平成26年度の話も含めて議論を進めていけばいいのかなと思うので、一旦ここで平成25年度の事業報告については終わらせていただきます。それでは、平成26年度の事業計画及び当初予算額について、事務局より説明願います。

### 3 平成26年度事業計画及び当初予算額について

【事務局】平成26年度事業計画及び当初予算額について、説明させていただきます。資料6 平成26年度事業計画についてをご覧ください。

#### (1) 八尾市路上喫煙啓発指導員による啓発・指導の実施について

【事務局】まず、(1)八尾市路上喫煙啓発指導員による啓発・指導の実施について、ご説明いたします。八尾市路上喫煙啓発指導員2名による路上喫煙者に対する啓発・指導を引き続き実施していきます。対象地域に関しては、これまでは主要駅周辺、近鉄の八尾、河内山本、JRの久宝寺、志紀、八尾、地下鉄の八尾南を基本としていたところを、平成26年度から月1回程度の割合ではありますが、近鉄

の久宝寺口、高安、恩智の3駅を追加して実施しております。

実施時間帯につきましては、先程、事業報告として少しご説明いたしましたが、早出時間帯での啓発及び指導について、良い結果が得られたことから、平成26年度からは週2回早出の時間帯を設けるのではなく、勤務時間自体を早めることといたしました。平成25年度までは、午前8時45分から午後3時15分までであった勤務時間を、午前7時15分から午後1時45分までに変更いたしました。

## （2）八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会としての活動の実施について

【事務局】続きまして、(2)八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会としての活動の実施について説明をさせていただきます。

平成25年度に引き続き、八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会の会議を開催し、情報の共有化を促進するとともに、推進員自らが企画し啓発活動を実施していくことを目指します。

平成26年度に連絡会として行う啓発活動としましては、いきいき八尾環境フェスティバルやハッピーアースデイ大阪2015には昨年度に引き続き実施しようと考えております。昨年度より順次開始してきた駅前街頭啓発活動は近鉄高安駅は5月に実施済みですが、JR志紀駅や、アリオ八尾の周辺で予定しております。また、ポスターや看板などの啓発物品につきましても効果的なものを作成してまいります。そして、啓発活動の拡充を図るため、また、推進員が地域で活動を実施される際の協力者を増やすため、連絡会として町会長へ情報発信等の働きかけを行ってまいります。

また、推進員連絡会と八尾をきれいにする運動推進本部企業連絡会が連携した形での活動実現に向け、両会で協議する場を設けていきます。今年度、企業連絡会において、「クリーン・やお」にちなんで9月8日に一斉清掃キャンペーンを予定しており、推進員連絡会としての活動への参加の可否等、連携した活動実施について議論する予定です。

## （3）八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの拡充について

【事務局】続きまして、(3)の八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターの拡充について、説明をさせていただきます。

平成25年度に引き続き、条例の趣旨に賛同し、ポスターの掲示や啓発活動への協力を行う「八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーター」への登録を広く呼びかけます。ポスター掲示にとどまらず、推進員が実施する啓発活動に協力してくれるサポーターを増やすため、市からの要請と併せて連絡会として各方面への働きかけを行います。

## （4）路上喫煙マナー向上推進エリアを位置づけした地域活動の支援について

【事務局】続きまして、(4)路上喫煙マナー向上推進エリアを位置づけした地域活動の支援について、説明をさせていただきます。資料6裏面の(4)と、参考として資料13をあわせてご覧ください。

「路上喫煙マナー向上推進エリア」は、校区まちづくり協議会が、その活動範囲である地域において、特に重点的に路上喫煙マナーの向上を推進する地域を位置づけた上で一定期間の啓発活動等を行っていただくことで、当該地域の路上喫煙マナーの向上を推進する制度でございます。先程の事業報告でもご説明いたしましたが、平成25年度まで「路上喫煙対策重点地域」の呼称を用いていたものを平成26年度から変更したものです。

それでは、お手元の資料13「路上喫煙マナー向上推進エリアについて」に沿って説明を進めさせて



いただきますので、資料をご覧くださいませようお願い致します。

まず、1. 目的ですが、路上喫煙マナー向上推進エリアを位置づけた上で一定期間の啓発活動等を行っていただいたにも拘らず、路上喫煙マナーの向上が図られていない場合に、路上喫煙禁止区域への指定の申出ができるということがございます。

次に3. 活動の範囲及び4. 活動の期間等は、資料に記載の内容とさせて頂くものでございます。推進エリアに位置づけて頂く地域は、まちづくり協議会の活動範囲の全部又は一部の地域の内から、予めお決めいただいた上で、市長に届出して頂くことが必要です。

5. 活動の内容でございますが、市が決めるのではなく、まちづくり協議会が地域内でご相談いただき、お決めいただきます。例として3種類掲げておりますので、ご参照ください。

6. 活動に対する市の支援策についてでございますが、2年間に限定した中で、一定金額を上限として、必要な啓発物品等を提供させていただきます。

提供させていただく物品の限度ですが、1年目は10万円、2年目は5万円の範囲内でご要望いただいた啓発物品を提供させていただきます。提供させていただく啓発物品等は、地域で活動計画を立案していただく際に、併せてご議論いただくこととなり、その後当課へお知らせいただくこととなります。

7. 活動の流れですが、路上喫煙禁止区域への指定の申出を行う場合と、行わない場合の2通りを想定致しております。ただ、何れの場合におきましても、「路上喫煙マナー向上推進エリア」を位置づけた上での啓発活動等を実施される場合には、予め啓発活動等開始の届出をしていただくことが必要です。

路上喫煙禁止区域への指定の申出をされた場合は、この八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会に対し指定の適否を諮問し、その答申を受けた上で手続きを行うこととなります。

8. 本制度の開始時期は、今年度からの開始でございます。

なお、今年度と致しましては、まちづくり協議会に働きかけ、モデル的に実施していきたいと考えております。以上の内容を7月29日に開催の地域スタッフ会議で説明し、それぞれのまちづくり協議会において、マナーの向上や美化活動をテーマに取り組みをされている、又はこれからされる予定がおありである等、興味をお持ちいただけるまちづくり協議会へは、個別に説明させていただく旨お伝えし、8月末までに当課までお返事をいただけるよう依頼をいたしました。

## (5) 喫煙場所の設置について

【事務局】続きまして、(5)の喫煙場所の設置について説明させていただきます。資料6の(5)をご覧ください。

平成25年度において、JR久宝寺駅及び地下鉄八尾南駅の2か所で、仮設の喫煙場所の設置を行い、設置前と設置中の路上喫煙の状況等を調査したところ、ポイ捨て吸い殻数や歩行喫煙者等に関して改善が見られましたが、一方で、喫煙場所からはみ出した場所での喫煙が行われるなど、問題点も見受けられました。

受動喫煙による健康被害への懸念から、市民からの苦情等がある可能性も十分考えられますので、設置場所や設置方法等については、今後、慎重に進めてまいりたいと考えております。

## (6) その他

【事務局】(6)その他の事業計画といたしまして、昨年に引き続き市民スポーツ祭や地域のイベント等の開催時に、啓発文章のアナウンス等を依頼し、近鉄八尾駅での条例告知の構内アナウンスや啓発ポスターの掲示等、市内事業者に対して啓発活動への協力を要請してまいります。また、事業者へは、路上喫煙マナー啓発活動への参加を呼びかけていきます。

その他、既に着手済みではありますが、啓発メッセージを記載した市の広報板を作成し配布をいたしました。また、市の公用車へのマグネット貼り付けによる啓発を実施し始めております。他の課との兼ね合いにより、マグネットの貼り付け期間に規制があるため、7月、10月、11月と、2月及び3月に2週間程度貼り付けによる啓発を行ってまいります。

### ・平成26年度 路上喫煙対策事業に係る当初予算額

【事務局】次に、平成26年度予算の概要につきまして、説明させていただきます。資料7 平成26年度路上喫煙対策事業に係る当初予算額をご覧ください。

予算につきましては、概ね前年度予算額を踏襲しつつも、次の予算科目につきましては、予算額を変更しております。

1つ目が、消耗品費でございますが、サポーターの増員を見越し、着用していただくウィンドブレーカーや使用する啓発グッズの購入費用を増やしているほか、路上喫煙マナー向上推進エリア用消耗品3地区分を新設したことにともない、消耗品費を増額しております。

2つ目に、食糧費でございますが、推進員と事業者との連携強化を図るための会議開催を想定していることから増額しております。

3つ目に、委託料でございますが、路上喫煙等実態調査に係る委託料について、路上喫煙マナー向上推進エリアを位置づけた活動実施前後の効果を測定するために目的を変更することに伴い減額しております。

最後に、補助金についてでございますが、路上喫煙対策重点地域啓発等補助金を、啓発活動用消耗品の現物給付方式に変更したことに伴い、補助金を減額しております。

以上で平成26年度事業計画と予算の概要の説明を終わらせていただきます。

【会長】先ほどの話の延長の部分もたくさんあるかと思っておりますので、そのあたりが具体的に変わったかなと思っておりますが、何かご質問等ありますか。いかがでしょうか。

【委員】一番最後の、公用車のマグネットシート。これはこの時期しか貼れない理由はなんでしょうか。ずっと貼っておくというのは無理でしょうか。

【事務局】年間通して貼ることができるよう、担当課に依頼したんですけれど、役所の他の部署とも競合しておりまして、担当課の調整の結果、この時期になりました。

【会長】次から次へと、交換で違うものを貼っている、と。

【委員】印象薄いね。何を貼っているのかわからない。

【事務局】ずっと貼っておくと、錆びてくるという問題も発生するようです。

【副会長】今日、たまたまごみ収集車を見かけたんですけれど、横に四角い枠があって、絵みたいなものが描いてあって、かわいいなと思ったんですが、ああいうところにこの啓発のようなことを書いた方がいいのでは。

【事務局】環境保全課でもそのスペースに貼ったこともあったんですけど、あそこも色々貼りたいものがあるみたいで。

【会長】またご検討いただければ。他、何かあるでしょうか。他どうでしょう。

【委員】事業計画の中で、実態調査を25年度もやられた経過があるんですけど、条例が施行されて八尾市内のいろんな駅前で実態調査をやられて、条例自体の効果測定というようなことをされてたかと思うんですが、26年度はマナー向上推進エリアだけなんですということですね。せっかく今まで1年毎に効果を測定してきて、ここで切れてしまうのはもったいないなと思います。目標とするデータが取れたのならまだしも。一部分でも続けられれば。5年くらいずっとデータがあるのにここで切れてしまったら、条例の効果測定はどのようにするのかなど。

【事務局】毎年この調査を続けてきたんですけど、予算上の制約もありますので、年数おきながらということになるかなと思います。

【委員】2～3年後に1回やってみたら。

【事務局】そのくらいではやっていきたいと思います。

【委員】久宝寺駅から歩いて職場まで通ってるんですが、市内に住む人か、市域外から通勤する人か、どちらの歩行喫煙率が多いのか、そういうデータがあるのでしょうか。7時45分から指導員が駅で指導しているということですが、私もこの委員になって初めてこういう条例があるのを知ったので、早速戻ったら職員に啓発していきたいなと思います。あと近鉄八尾駅で音声による啓発活動を行っているということで、他の駅でもやっていけないかなと思いました。指導員がもっと増えればいいのかなどと思いましたが、予算がこれだけかかることなのでそれは無理かななど。

【事務局】企業の分、市内、市外の率は統計としてはとっていないのですが、今回早出で指導させてもらいましたら、企業に出勤されると思われる方が吸っているのが見られまして、朝の指導率が上がっていますので、市外から知らないで来ている人が多いのかなというのは想像できる分ではあります。企業さんに向けてですけど、八尾をきれいにする運動推進本部企業連絡会というのがありまして、マナー向上推進員さんと連携しながらやっていこうということで進んでいるのですが、企業の社員さんにも啓発をしていければと思っています。

【事務局】先日、堺市の方が路上喫煙の件で話しているとき、我々は市内か市外かは調査できていないんですけど、堺市では調べてみたいで、やはり市外の人が多いとのことでした。やはり駅でアナウンスするのは有効かと思っていますので、そのへんの指導を強化していきたいと思っています。

【事務局】駅のアナウンスの関係なんですけど、近鉄八尾駅さんはたまたま連続して同じ音声を流すようなシステムを持っているということで流せているのですが、他の駅はできないため、今は近鉄八尾駅だけでPRをさせてもらっています。あとJR八尾の方は放送ではなく案内表示をしてもらっています。

【委員】先週金曜日、近鉄八尾から乗ったら音声が流れていました。

【事務局】たくさんの方に聞いてもらっているということで、効果的かなと考えています。

【会長】他にどうでしょうか。

【委員】事業計画で、(5)の喫煙場所の設置のところですけど、JR久宝寺と八尾南で検証されて、その2か所以外、他1か所で設置ということを言われているのですが、JR八尾とか、山本とか、あったらいいのになという感じはするんですけどね。近鉄八尾もそうでしょうけど。いっそのことあと何か所か検討いただけたら。やっぱり効果はあると思いますね。

【事務局】喫煙場所の件は、こちら予定として書かせてもらったのですが、色々課題も出てきたところでございまして、そのあたりをクリアできるように考えていきたいと思っています。副流煙の問題もありますので、動線はずして、なおかつ、市として設置できる場所というのがある駅に設置していこうと思っています。JR八尾は南側も開発されるのですが、もし対象となる部分があるのでしたら検討したいなと思っています。ただ先ほども申し上げましたが、喫煙場所だけで吸ってもらえたら問題ないのですが、周りで吸われる方が出てくるという課題もありますので、そのへんも含めて慎重に対応していきたいと考えています。

【会長】JR久宝寺、八尾南は駅前広場がちゃんとありますので設置場所もあるんでしょうけれど、山本はなかなかどこにおいたらいいのか私もわかりませんね。

【委員】八尾ではないんですが、バス旅行で、大阪市の動物園前で集合になりまして、そこで囲いをした喫煙場所がありまして、その中でたくさんの方が喫煙されてたんです。そこでポケット灰皿を持って吸っている人がいたので、どこでもらいましたかと聞いたら、買った場所でもらいました、と。店でもらったらいいんですね、八尾市ではないですねえと言ったんですけれど。

【委員】八尾市でもポケット灰皿を作られてるかと思えますよ。

【委員】八尾市で配布しているようなものではなく、金属製の、小さくてなかなかよさそうなものだったんです。ポイ捨てをしないように、そういうポケット灰皿に入れていただくようにしたらいいなあと思いました。

【会長】予算の問題もありますので、ご一考いただければ。あといかがでしょう。

【委員】予算がかかる話で申し訳ないんですが、喫煙場所があまりに仮設であろうとお粗末すぎるのではないかと。効果が出ているのだから、仮設ではなくて必要であるということで、もう少しスペースをとったらいいのでは。

【事務局】予算をかけないために仮設にしたんですけど、正式に設置する場合は、他市でやっているようなかたちを考えています。

【事務局】健康の部署、保健推進課とも協議しているんですが、受動喫煙の防止という観点から、動線を外すというのと、囲いをするというのを言われています。喫煙場所が大きくなると動線を外せなくなるので難しいというのがありますし、はみ出して吸っている人に対して八尾市の場合は注意をできない状況にあり、そのへんが難しいのでハードルが高いと思っています。

【委員】健康やとかそのへんから見たら喫煙者は狭い門になってしまうけど、喫煙者も守らないといけない。喫煙者は何かしら追いやられているばかりで。

【事務局】個人的には、禁止区域とセットというかたちにできれば一番いいかなと思っているんですが。

【事務局】喫煙場所をもし設置するとなれば、JTさんに協力いただけることになってますので、正式に設置することになったらもっときれいなかたちになるかなと思っています。

【委員】きれいなところでは吸い殻も捨てにくい。仮設もやはりきれいでないよね。

【会長】他いかがでしょうか。

【副会長】資料を見ていたのですが、今回、25年度の報告をいただいて、21年度から比べると、ものすごく効果が見られるけれど、今のやり方で効果が頭打ちになっているというご報告をいただいたように思います。そうすると注意の次は何かというと、過料ということが考えられるのかな、と思うのですが、そのあたりはどうでしょう。

【事務局】過料の徴収というのでも検討させていただきたいと事務局としては考えております。もともと

過料の徴収につきましては、条例の中で、禁止区域内で路上喫煙した場合は2,000円以下の過料を処するということになっていましたが、これまでは実態調査をしまして喫煙率が下がっていましたので、効果があるなどということでも過料を見合わせてきたというのがあります。今回初めて改善傾向が若干止まったかたちになってきましたので、過料の徴収も検討していきたいと考えています。過料を取ることで全てが解決するのかといいますと、そういうわけではないと思っていますので、今までやってきた市民とともにということで、まちづくり協議会、推進員さんと協働して啓発していく分は、今後も引き続き力を入れていきたいと思っています。他の市を見ましても、違反者が大体このくらいの%で頭打ちになるのかなと見えてきておりますので、何度も同じ方が違反しているのであれば、過料の徴収も可能性があるのかなと考えています。過料徴収にあたっては、大阪市や堺市は1回見つけたらすぐ徴収というかたちでされているのですが、他市では一度注意をしてやめるのだったらまずとはらないというやり方もあると聞いています。どういう形がいいのかということも含めて検討させていただくと、過料を徴収する以上、喫煙場所の設置も考えていく必要があるのかなと考えています。せっかく委員さんがお集まりいただいている中で、そのあたりも意見をもらえたらと思っています。

【会長】いかがでしょうか。委員にもおっしゃっていただいたように、仮設ではなく喫煙ルームのようなかたちでデザインもお洒落にさせていただいて、その一方でお金もとっていくというような。

【委員】いつまでも同じ人が同じことをしていると思うんですね、マナーが身についてきたらしない。大きな話になりますが、犯罪者は再犯するというのと同じで、そういう癖が習慣づいてしまっている。そのためにマナーを身につけていこうという啓発をやっているのであって。ほんまにまたやっているなという人からはしっかり過料をとったらいと思う。そうでない人にはあそこにきれいな喫煙場所があります、そこで吸ってください、という指導をしたら直るのかなと思う。

【会長】今までは注意をするだけですね、お名前を聞くとかはないんですね。

【事務局】住所、名前を聞くまでの強制力ありませんので。2回目というのもどう判断しようというのがあるんですけど。

【委員】過料にすれば聞けるのか。

【事務局】過料に関してでございますが、相手の住所と名前を特定しないといけないんですが、仮名とか偽の住所を言う方がいらっしゃるようです。お金の持ち合わせがないということだと、納付書をお渡しするのですが、結果的に偽の名前と住所を名乗られてましたら追跡調査はできないということになりますので。よその市でも身分証の提示は任意で求めているようなんですけども、強制力はありませんので、堺市の担当者からも、未収になっているので聞いた住所の場所を訪ねてみると、家もないというようなこともあったと聞いております。交通違反なんかでしたら身分証の提示というのがあるんですけど、過料についてはそこまで求められないのかなと思っていますので、現金でその場でとれない限りは、未収が発生するリスクがあるのかと考えております。

【委員】犯罪者を作るという意味ではないんですね、マナーを植えつけるための過料なので、そこまで追求することはないと思います。勝手な思いつきですが、捨てられた吸い殻をちょっと取らせてもらいます、と言ってちょっと保管するだけでも、自分の証拠をとられたらと思う、だんだんなくなってくるのかなと思います。そんなパフォーマンスだけでもできれば。過料がかかったから金取りに行かなあかん、追求せなあかんというような問題でもないと思います。

【事務局】委員がおっしゃっているように、犯罪者とかいう視点ではありませんので、あくまでマナー啓発を図っていきたいと考えています。最終手段として過料があると思っています。

【副会長】納付書の住所に行ったら家がなかったということですが、職員の方の手間がかかるわけですが、納付書を渡されたというだけで、やめようと思いませんか。次は八尾で吸うのをやめようと思ってもらえれば、ある程度目的は達成できるのかなと。八尾の路上喫煙禁止区域では、歩きたばこやポイ捨てをしちゃいけないエリアだと、そういうことで、八尾の市民さんの暮らしを守っていくエリアなんだということ、通勤で八尾にいらっしゃる方にも、車で通過される方にもわかってもらえるような周知をすることが大切かなと。運転手さんにわかってもらうのは特に難しいと思うんですけど、八尾はこれをやってはいけないエリアなんだ、市民さんと一緒に頑張っているところなんだ、ということをもっとアピールしていくのが大切ではないのかなと思って聞いていました。

【会長】先ほど私、過料のとき名前を聞いていないんですか、とお聞きしましたが、匿名性が低いと注意は伝わらないんですね。話が脱線しますが、この前JRの車掌さんで面白い人がいて、普通は「駆け込み乗車は危険ですからおやめください。」というので終わりますよね。その車掌さんは「4両目から乗った青色の服を着たお客様、他のお客様のご迷惑になりますのでおやめください。」と言ったんですね。そうすると特定されますよね、その人はかなり赤面状態だったのではないかと思うのですが。うちのキャンパスの中でも喫煙エリアを決めているのですが、教職員がつかまえたときは、学生証を出せと言って、それを全部メモしますから、教職員の前ではなかなか吸えなくなる。過料の場合は名前を聞くということになりますので、またお宅ですか、という話になりますよね、それでかなり効果がでてくると思います。

【委員】庁内で禁煙が決まった年がありましたよね、5年くらい前かな。そうであるのに、地下の食堂の中庭で吸っている職員がたくさんいたけど減ってきた。なんで減ったんですか。

【事務局】今、庁舎内の喫煙場所は10階の1か所だけになっています。そこで吸うように指導されています。

【会長】あと全体的に今年度の話はなかったでしょうか。

【事務局】先ほど地域の話があったんですけど、路上喫煙マナー向上推進エリアというのは、地域の方と協力して啓発しないと効果が出ないのかなと私思いましたので、校区まちづくり協議会と連携しながらできるような制度として考えたものです。一つはそこから禁止区域に発展していくのがあるかもしれないけど、発展しなくても、地域としてここはマナーを大事にしたいなというところで、地域の皆さんと一緒にマナーを高めることができれば、市域全体に広がっていくのかなと思っています。そのあたり力を入れていきたいというのがあり、校区まちづくり協議会が立ち上がって数年しか経っていませんので、なかなか議論ができていない部分がありますけれど、今後そのようなかたちで動いていきたいと考えています。

【会長】先ほどサポーターの話の中で、サポーターにどのような協力ができますか、という調査をしていただいたとありました。ほぼなかったという答えだったんですけど、例えばこのようなところで、という例示はされたんでしょうか。例えばチラシをまかせてくださいとか、その程度でいいですというような話はされたんでしょうか。

【事務局】依頼をさせていただいたのは、保育園と幼稚園に限らせていただいたのですが、幼稚園で運動会とかされたときにポケットティッシュ等を配る機会はありませんか、という形では質問させていただきました。

【会長】それで、ないということですね。

【事務局】1か所はできるかもしれない、とあったのですが、ほとんど全部が回答なしというかたちで

返ってきてしまいました。

【委員】学校、幼稚園の校門前には、シルバー人材センターから派遣された警備の人が立ってますね。シルバー人材センターを通じてその人らに啓発をお願いしたら、学校、幼稚園としてせざるを得ないのでは。

【事務局】指導の部分だけは、警察OBの方をお願いしてまして。他の方に指導してもらったらトラブルになる場合が考えられます。

【委員】啓発だから、こういう運動してるんです、だけでいいと思うんですよ。

【事務局】幼稚園と保育所に限って調査したものなので、まだ商店街とかは聞いていません。今後何かできませんかと具体的にお示しさせていただいて聞いていけたらと思います。

【委員】市民活動をしているグループに、イベントのときに一緒にお手伝いしてもらえませんか、というかたちでチラシをまいていけば。事業所はやはり商売の部分があるから、手間をかけられへんというのがあるかもしれませんが、反対に、市民活動をやっている人は、これ持って人に声かけていけるといふ喜びもあるかもしれない。そういうところとつないでいけたらいいのでは。

【委員】今、徳洲会のボランティアをさせてもらっていますが、病院内全域禁煙になってるんですね。はじめは禁煙となってもこっそり吸われてポイ捨てがあったんですけど、最近はくわえたばこをしていたら、警備の人に注意してもらう。私たちが言ったら向かってくる人がいますからね。注意してもらってたら最近はほとんどないです。やっぱりはじめはなかなか難しいんですけど、日を追うごとによくなってくるのかなあと思います。

【委員】ゆっくり進めていかないといけませんね。

【会長】かなりいい線までいってますので、この次どうしていくのかがしんどいところですけど、また過料も検討いただいているということで、我々の意見を参考にさせていただいて、取組を進めていただければと思います。

#### IV その他

意見なし。

#### V 閉会（略）